

平成25年分 市・県民税の申告と所得税の確定申告の受付は 平成26年2月17日(月)から3月17日(月)まで

問 税務課市民税係 (内線171・172)

多治見税務署での申告

期日／対象 ①1月6日(月)～2月14日(金)／所得税の還付申告のみ
②2月17日(月)～3月17日(月)／所得税の全ての申告(市・県民税を除く)

受付時間 午前9時～午後5時(土・日曜日を除く) ※入場は午後4時まで



市内での申告

受付時間 午前9時～午後4時

◎は混雑予測日

期日	2月														3月																		
	◎5 (水)	◎6 (木)	7 (金)	◎17 (月)	◎18 (火)	19 (水)	20 (木)	21 (金)	24 (月)	25 (火)	26 (水)	◎27 (木)	28 (金)	3 (月)	◎4 (火)	5 (水)	6 (木)	7 (金)	10 (月)	◎11 (火)	12 (水)	13 (木)	14 (金)	17 (月)									
場所	年金・還付の方のみ(※) 文化プラザ ルナホール	文化プラザ・ルナホール														駄知支所	ウエルフェア 土岐	鶴里公民館	曾木公民館	文化プラザ ルナホール													

市役所税務課での申告受け付けは行っていません。

午前中は混雑が予測されますので、時間にゆとりをもってお出掛けください。また、混雑の状況により早めに受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

※所得が年金のみの方・還付の申告をする方

次に該当する方は、2月5日(水)～7日(金)午前9時～午後4時に文化プラザ・ルナホールで申告することができます(2月17日以降でも申告できます)。

▷公的年金のみを受給している方の申告

▷医療費控除や年末調整で控除漏れのあった方、中途退職した方などの還付申告

■申告が必要な方

市・県民税の申告が必要な方

平成26年1月1日現在において市内在住の方で、下記に該当しない方

▷平成25年分の所得税を確定申告する方

▷前年中の所得が給与のみ、または公的年金のみの方(ただし、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方や医療費控除などの各種控除を受ける方は、申告が必要な場合があります)

所得税の確定申告が必要な方

▷サラリーマンで、次のいずれかに該当する方

①給与収入が2,000万円を超える ②給与所得と退職所得以外の所得の合計が20万円を超える ③2カ所以上から給与を受けている

▷医療費控除などの各種控除を申告する方

▷所得税の還付を受けようとする方

▷事業所得や不動産所得がある場合、または土地や建物を売った場合で申告が必要な方

■申告できる会場

- ①市・県民税のみを申告する方→市内の会場（前のページをご覧ください）
 ②所得税の確定申告をする方で、次のいずれかに該当する方→多治見税務署
- ▷事業所得や不動産所得があり、収支内訳書を作成していない
 - ▷青色申告をする
 - ▷損失申告または譲渡所得がある
 - ▷所得税の住宅関連の控除を初めて申告する
 - ▷特定口座の株式配当、先物取引がある
 - ▷消費税、贈与税、相続税の申告をする
- ①・②以外の申告は、どちらの会場でも申告できます。

ご注意ください 年金所得者の方の確定申告

平成23年分から、公的年金など（主に日本年金機構からの年金および企業年金）の収入金額が400万円以下でそれ以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の申告は不要です。ただし、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など、年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除を受ける場合は、市・県民税申告書を提出してください。市・県民税申告書を提出しないと、年金の源泉徴収票に記載された控除しか受けられなくなるため、市・県民税や国民健康保険料、介護保険料が高額になることがあります。

■申告に必要なもの

必要書類がそろっていないと受け付けできませんので、よくご確認の上、お出掛けください。
 書類の控えが必要な方は、事前にコピーをお取りください。

区分	対象	必要なもの
収入関係	事業所得、不動産所得、農業所得のある方	収支内訳書…作成済みのもの
	給与、年金、報酬のある方	源泉徴収票（※1）…複数ある場合は全てお持ちください。
	上場株式などに係る配当所得のある方	支払通知書
控除関係	次の保険料などを支払っている方 ▷国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料（支払済証明書を1月下旬ごろ送付予定） ▷国民年金保険料、国民年金基金掛金	社会保険料の支払証明書
	生命保険料を支払っている方	生命保険料の支払証明書
	地震保険料を支払っている方	地震保険料の支払証明書
	障害者控除を受ける方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、または障害者控除対象者認定書（※2）など
	医療費控除を受ける方	平成25年中に支払った医療費や介護保険施設利用料などの領収書
	住宅借入金等特別控除を受ける方（2年目以降） ※1年目の受け付けは税務署のみ	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書
その他	寄付金控除を受ける方	寄付した団体などから交付を受けた領収書など
	市役所・税務署から申告書が届いた方	申告書…申告会場にもあります。
	所得税の還付のある方	預・貯金通帳など口座番号の分かるもの…本人名義のもの
	申告をする全ての方	朱肉を使う印鑑

- ※1 老齢年金を受けている方で、2月になんでも日本年金機構から源泉徴収票が届かない場合は、「ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）へ問い合わせください。そのほか、公的年金や給与の源泉徴収票の再発行は、それぞれの発行元（年金事務所や勤務先）に申し出てください。
- ※2 平成25年12月31日現在において要介護認定を受けている方には、高齢介護課で障害者控除対象者認定書を発行します。

■平成25年分の所得税から復興特別所得税が課されます

復興財源確保法の制定に伴って、平成25年から49年までの25年間、所得税に2.1%の「復興特別所得税」が課されます。復興特別所得税の課税標準は、その年分の基準所得税額です。

計算式) 復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

■医療費控除

1年間に支払った医療費から保険料などで補てんされる金額(※)を差し引いた額が次の①または②となる場合、控除の対象となります。

- ①総所得が200万円以上の方で、医療費が10万円を超える場合
- ②総所得が200万円未満の方で、医療費が総所得の5%を超える場合

$$\text{控除される金額} = \text{支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \frac{\text{10万円または総所得の5%のいずれか少ない額}}{1}$$

※保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金や入院給付金、社会保険から支給される療養費、出産一時金、医療費の補てんを目的として支払われる損害賠償金などをいいます。

薬局に支払った場合は薬品名の記載があるものを、健康保険や生命保険で補てんを受けた場合は明細が分かるものをご用意ください。領収書はあらかじめ合計額を計算し、医療費の明細書を作成しておいてください。

〈おむつの医療費控除を受ける方は、次の書類が必要です〉

- ▷初めて控除を受ける方…おむつの領収書と医師が証明する「おむつ使用証明書」
- ▷医療費控除が2年目以降で要介護認定を受けている一定の方…高齢介護課が発行する「おむつ使用の確認書」

多治見税務署からのお知らせ

多治見税務署（多治見市白山町1-29-1／☎②0101・自動音声によるご案内）

税務署での申告

対象 平成25年分の所得税、個人事業者の消費税および地方消費税・贈与税の申告のある方

期日 2月17日(月)～3月17日(月) 午前9時～午後5時（土・日曜日を除く）

※入場は午後4時までにお願いします。

税理士による無料税務相談所

期日 2月17日(月)～27日(木)

（土・日曜日を除く）

時間 午前9時30分～正午、

午後1時～4時

場所 多治見税務署・確定申告会場内

対象 ①平成24年分の所得金額が300万円以下の方

②平成25年分の消費税の基準期間（平成23年分）の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する方

③給与所得者および年金受給者の方

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

作成した申告書などのデータは、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して自宅やオフィスなどから税務署に送信することができるほか、印刷して税務署に郵送などで提出することもできます。

e-Taxで申告した還付申告は早期に処理（おおむね3週間程度）していますので、還付金を早く受け取ることができるなど、さまざまなメリットがあります。今年の確定申告には、ぜひe-Taxをご利用ください。

また、贈与税についても同コーナーでe-Taxによる申告をすることができます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税の納付手続き

確定申告によって納付すべき税額があることが分かった場合でも、申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知などによるお知らせはしませんので、ご注意ください。

なお、納税には安心で便利な振替納税をぜひご利用ください。

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください

国税局や税務署の職員を名乗って電話をかけ、アンケートや年金受給調査と称して個人情報を聞き出そうとする事例が多発しています。不審に感じたら、最寄りの税務署へ問い合わせください。